

第4回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

平成25年6月26日
持ち回り開催

[次第]

平成25年度における行政事業レビューにおいて外部有識者に点検を求める事業の選定について

[資料]

平成25年度における行政事業レビューにおいて外部有識者に点検を求める事業の選定について（案）

[参考資料]

- 1 総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領（平成25年4月26日総官会第866号の2）
- 2 総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領（平成25年5月22日総官会第1007号）
- 3 総務省行政事業レビュー外部有識者会合構成員名簿

平成 25 年度における行政事業レビューにおいて
外部有識者に点検を求める事業の選定について（案）

総務省行政事業レビュー推進チーム（以下、「チーム」という）は、外部有識者を複数名指名し、外部の視点を活用した行政事業レビューの実施に取り組むこととされており、先般、5名の外部有識者を指名したところ。

また、チームは、一定の条件を満たす事業については、外部有識者の点検を求めることとされていることから、今般、「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」（平成 25 年 5 月 22 日総官会第 1007 号）第 3 条に基づき、別紙のとおり点検対象事業を選定し、外部有識者に点検を求めることとする。

通番	H25行政事業レビュー シートの事業番号	事業名	担当部局等	点検理由※
1	0001	人事管理推進事業	人事・恩給局	その他
2	0021	地方税制度の整備に必要な経費	自治税務局	その他
3	0028	電子入札・開札システム運用事業	大臣官房会計課	最終実施年度
4	0033	総務省ホームページ運営事業	大臣官房政策評価広報課	その他
5	0044	自治体クラウドの推進に向けた調査研究等に要する経費	自治行政局	その他
6	0048	電子調達システムのシステム開発	情報流通行政局	最終実施年度
7	0050	地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会に要する経費	自治行政局	前年度新規
8	0054	準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費	情報通信国際戦略局	前年度新規
9	0055	戦略的情報通信研究開発推進制度	情報通信国際戦略局	その他
10	0056	戦略的国際連携型研究開発推進事業	情報通信国際戦略局	前年度新規
11	0059	情報通信分野における標準化活動の強化	情報通信国際戦略局	最終実施年度
12	0060	先進的ICT国際標準化推進事業	情報通信国際戦略局	前年度新規
13	0069	独立行政法人情報通信研究機構運営費	情報通信国際戦略局	その他
14	0073	災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発(復興関連事業)	情報通信国際戦略局、総合通信基盤局	前年度新規
15	0075	情報読解・活用能力等(メディアリテラシー)向上のための取組の推進	情報流通行政局、総合通信基盤局	最終実施年度
16	0076	高度ICT利活用人材育成プログラム開発事業	情報流通行政局	最終実施年度
17	0077	遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業	情報流通行政局	前年度新規
18	0079	字幕番組・解説番組等の制作促進	情報流通行政局	その他
19	0082	スマートテレビ等の標準化に関する実証実験	情報流通行政局	前年度新規
20	0087	国民本位の電子行政実現のためのバックオフィス連携推進事業	情報流通行政局	前年度新規
21	0089	フューチャースクール推進事業	情報流通行政局	最終実施年度
22	0090	ICT分野における低炭素社会促進事業	情報流通行政局	最終実施年度
23	0092	中小・ベンチャー企業向け先進的クラウドサービス創出支援事業	情報流通行政局	最終実施年度
24	0093	テレワーク全国展開プロジェクト	情報流通行政局	前年度新規
25	0095	情報流通連携基盤構築事業	情報流通行政局	前年度新規
26	0098	ICTを活用した新たな街づくり実現のための環境整備	情報通信国際戦略局	前年度新規
27	0108	情報流通連携による災害時生活安全確保事業(復興関連事業)	情報流通行政局	前年度新規
28	0110	国際放送の実施	情報流通行政局	その他
29	0114	児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験	総合通信基盤局	最終実施年度
30	0123	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)	総合通信基盤局	その他
31	0125	電波遮へい対策事業(トンネル)	総合通信基盤局	その他
32	0128	標準電波による無線局への高精度周波数の提供	情報通信国際戦略局	その他
33	0131	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金	情報通信国際戦略局	その他
34	0138	アジアユビキタスシティ構想推進事業	情報通信国際戦略局	最終実施年度
35	0144	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費	大臣官房総務課管理室	その他
36	0158	消防救急デジタル無線の整備に必要な経費	消防庁	その他
37	0173	公害紛争処理等に必要な経費	公害等調整委員会事務局	その他
38	0175	国際統計協会分担金	政策統括官(統計基準担当)	その他
39	0176	経済協力開発機構拠出金	自治財政局	その他
40	0177	アジア地域行政会議等分担金	自治大学校	その他
41	0178	総務省本省施設整備費(総務省第二庁舎施設整備事業)	統計局	その他
42	0181	政党助成事務委託費	自治行政局	その他

※点検理由は、「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」(平成25年5月22日総官会第1007号)第3条で規定する区分による。

- ・「前年度新規」:同条第1項アに該当するもの。
- ・「最終実施年度」:同条第1項イに該当するもの。
- ・「その他」:同条第2項に該当するもの。

総官会第 866 号の2
平成 25 年 4 月 26 日

総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

(目的)

第1条

総務省に、総務省行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を置き、行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の責任ある実施に取り組む。

(構成員)

第2条

チームの構成員は次に掲げる者とする。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- 2 チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- 3 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

(業務)

第3条

チームは、以下の取組を行うものとする。

- 一 事業所管部局による行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
 - 二 外部有識者の指名
 - 三 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
 - 四 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
 - 五 一、三及び四を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果(所見)の取りまとめ
 - 六 チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
 - 七 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- 2 レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、本条第1項各号に示した取組に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねなが

ら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(雑則)

第4条

この要領に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

(雑則)

第2条

総務省予算執行監視チーム運営要領(平成22年1月29日総官会第210号)は、この要領の施行をもって廃止する。

総官会第 1007 号
平成25年5月22日

総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領

(外部有識者の指名)

第1条

総務省行政事業レビュー推進チーム(「総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領」(平成25年4月26日総官会第866号の2)第1条で規定する組織。以下「チーム」という。)は、外部有識者を複数名指名し、外部の視点を活用した行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の実施に取り組む。

2 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して指名するものとする。

- ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
- イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に見識を有する者
- ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者
- エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

3 前項で指名する外部有識者の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠の任期は、前任者の残任期間在任する。

4 外部有識者の選任や、次条で規定する外部有識者会合の意思決定等への関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないように留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間に於いて点検対象事業に係る審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

(外部有識者会合)

第2条

チームは、前条で指名した外部有識者によって構成される「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」(以下「外部有識者会合」という。)を設置する。

2 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。

- ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
- イ 総務省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
- ウ 総務省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出(レビューシート最終公表後)

3 外部有識者会合に座長を置き、構成員の互選により選任する。

- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長が出席できないときは、座長が指名する者が座長代理としてその職務を代行する。
- 6 外部有識者会合の下に事務局を置き、外部有識者会合の運営に関する事務を担当させる。
- 7 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。
- 8 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に総務省のホームページにおいて公表する。

(対象事業の選定)

第3条

チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの

イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの。

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年度も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨を行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。)の所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めることとする。

2 チームは、前項の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも五年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めることとする。この場合、特に、

ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業

イ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの

ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの

を重点的に選定する。その際、対象事業に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

(所見欄への記入)

第4条

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシート of 所定の欄に記入する。この際、外部有識者による事業の改善すべき点についての指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとする。

(外部有識者への情報提供)

第5条

チームは、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(外部有識者所見の取扱い)

第6条

チームは、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

(雑則)

第7条

この要領に定めるもののほか、外部有識者による点検に関して必要な事項はチームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年5月22日から施行する。

総務省行政事業レビュー外部有識者会合構成員名簿

氏 名	所 属
有 川 博	日本大学総合科学研究所教授
北大路信郷	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
楠 茂 樹	上智大学法学部准教授
須 藤 修	東京大学大学院情報学環学環長
関 口 智	立教大学経済学部経済政策学科准教授

敬称略。五十音順に掲載。